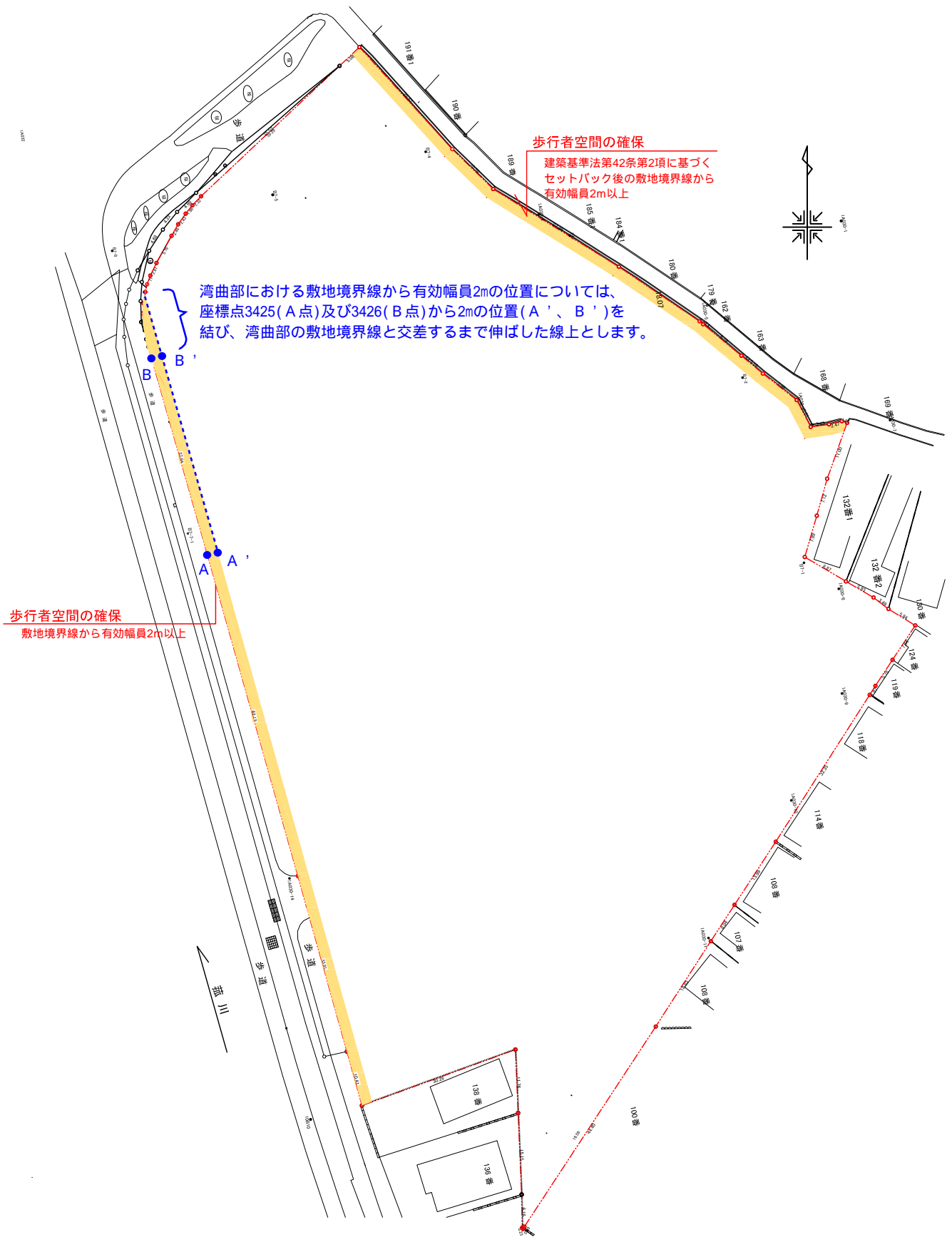


別紙 9 歩行者空間の確保の概要図



※歩行者空間を確保する範囲は有効幅員としています。
 (「提案要領Ⅱ 1 (3) 周辺への配慮等」において制限から除外されている、開放性を有する3m以下の建築物も、建築することはできません。)